

植物防疫所 病害虫情報

No. 92

2010・11・15

植物検疫分野における我が国の国際貢献

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 坂田 尚史

はじめに

経済のグローバル化を背景に農産物の貿易が拡大、多様化している中で、病害虫の侵入、まん延を防止するためには、一国の取り組みのみならず、国際間の協調した取り組みが重要となっている。

国際植物防疫条約（International Plant Protection Convention：IPPC、英語標記の頭文字による略称。以下同じ。）は、植物の病害虫の侵入及びまん延を防止するため、加盟国の協調した取り組みを推進することを目的とした多国間条約で、我が国はIPPCが発効した1952年からの原加盟国である（現在の加盟国は177か国）。IPPC加盟国では、植物検疫措置に関する国際基準（International Standards for Phytosanitary Measures：ISPM）の策定、技術支援、加盟国間の情報交換等の活動に取り組んでいる。

ここでは、国際植物検疫分野における、①国際基準策定プロセスと我が国の貢献、②アジア地域における我が国の貢献、③JICA（独立行政法人国際協力機構）を通じた二国間協力について紹介する。

国際基準策定プロセスと我が国の貢献

IPPC加盟国は、国際基準に準拠して自国の植物防疫行政を行うこととされており、どのような国際基準を策定するかは加盟国にとって最大の関心事項のひとつとなっている。

国際基準の原案は専門家によるワーキング・グループで作成され、加盟国協議に付された後、総会（Commission on Phytosanitary Measures：CPM、年1回開催。）で最終的に採択される。このワーキング・グループには、トピックごとに一時的に設置される専

門家作業部会（Expert Working Group：EWG）と特定の分野に常設される技術パネル（Technical Panel：TP）があり、それぞれ専門的見地から国際基準の原案を作成している。現在技術パネルは、①植物検疫処理（Technical Panel on Phytosanitary Treatments：TPPT）、②ミバエ無発生地域及びシステムズアプローチ（Technical Panel on pest free areas and systems approaches for Fruit Flies：TPFF）、③森林検疫（Technical Panel on Forest Quarantine：TPFQ）、④特定の病害虫の診断手順（Technical Panel on Diagnostic Protocols：TPDP）、⑤植物検疫の用語（Technical Panel on the Glossary of phytosanitary terms：TPG）の5分野で設置されている。また、基準策定の一連のプロセス全体を管理し、IPPCとの整合性及び加盟国に適用される汎用性等の検討を行うのが基準委員会（Standards Committee：SC）である（図1）。

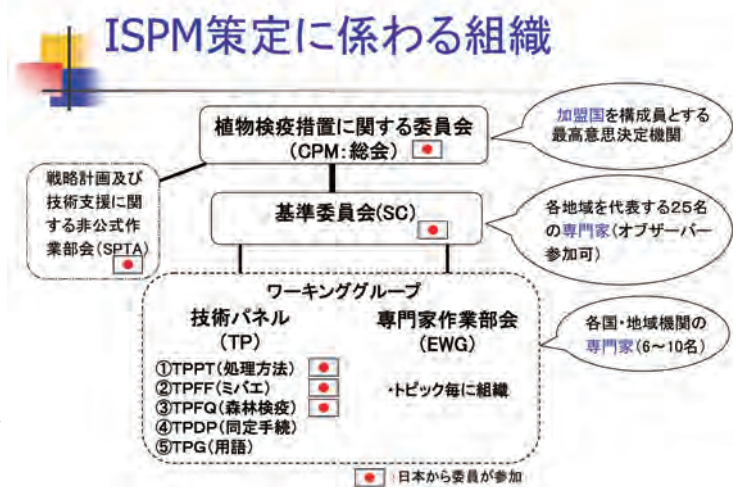


図1：ISPM 策定に係わる組織

先に述べたように、国際基準は全加盟国の植物防疫制度のガイドラインとなるため、特定の加盟国に有利であったり、不公平感を抱かせることがないように、科学的根拠に基づき検討することが求められる。また、策定した国際基準が「絵に描いた餅」とならないよう、実際の検査現場等で実施可能なものでなければならない。このため、基準策定に係わる専門委員には、それぞれの分野における高い専門性と実際の植物防疫の現場を熟知していることが求められる。現在、我が国からは以下の委員が選出されており、知的貢献を行っている。

- ・ SC：阪村基
(植物防疫課検疫対策室長)
 - ・ TPPT：溝渕三必
(横浜植物防疫所成田支所長)
 - ・ TPFf：鶴田賢治
(横浜植物防疫所業務部統括同定官)
 - ・ TPFQ：松井衛
(神戸植物防疫所関西空港支所次席植物検疫官)
- また、運営面での貢献として、TPPTを毎年我が国がホストしている。今年は7月26日から30日まで京都にて開催し、木材こん包材に対する消毒処理や生果実に対する蒸熱処理、低温処理に関する処理基準についての検討が行われた(図2)。



図2：TPPT 専門家会合の様子

アジア地域における我が国の貢献

日本はアジア地域における先進国として、植物防疫の分野でも国際基準の普及や技術協力の実施を通じた先導的な役割を期待されている。また、我が国はアジア諸国から多くの植物を輸入しているため、アジア地域における検疫能力の向上は我が国への病害虫の侵入を未然に阻止する上で重要である。さらに、我が国の農産

物の輸出先としてアジア地域は有望な市場であり、地域内での調和された検疫制度の構築は輸出促進の観点からも重要になっている。このため、現在我が国から齋正弘氏をFAO(国連食糧農業機関)アジア太平洋地域事務所に派遣し、「キャパシティ・ビルディング(人材育成)を通じたアジアの植物検疫能力の向上に関する協力」を実施している。このプロジェクトでは、アジア諸国の検疫能力を客観的に評価し、明らかになった地域共通の課題(病害虫の同定技術や国際基準に則った病害虫リスク解析(PRA)の実施方法等)について、それぞれの国の検疫担当職員に対し実践的な技術協力を行っている。

JICA(独立行政法人国際協力機構)を通じた二国間協力

ミバエ類のように輸入国が侵入を警戒している病害虫の寄主植物を輸出する場合、その殺虫処理技術等の検疫措置が求められるが、途上国独自でこうした技術を開発することは困難で、農産物輸出の大きな課題となっている。このため、我が国はJICAと連携して、途上国に対する技術移転に取り組んできた。例えば、蒸熱処理技術では、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム等にすでに技術移転を行い、こうした国から国際市場への輸出が達成されている。また、現在インドネシアで実施されている技術協力プロジェクト「マンゴーにおけるミバエ類検疫技術向上計画」では植物防疫所の職員及びOBを専門家として派遣し、効果的かつ効率的なミバエ類の殺虫技術の移転を行っている。さらに、那覇植物防疫事務所においてJICA集団研修「ミバエ類温度処理殺虫技術」を実施している。本研修では、主に東南アジアや中南米諸国の植物防疫官を対象に、ミバエ類の生態・同定に関する講義や実際にミバエ類の飼育、殺虫試験等の実習を行っている。

このように、我が国の国際協力は国際社会の一員としての責務を果たすという観点に加え、世界有数の農産物輸入国であるという実情を踏まえ、諸外国の検疫能力の向上により、我が国への病害虫の侵入リスクの低減を図るという観点からも重要である。また、国際基準の普及は我が国の農産物輸出促進の一助になるものと考えられる。こうした戦略的観点から、今後とも国際協力を実施していく予定である。